

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

既に市町へ権限移譲している事務のうち、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)に基づく関係政令の改正等により、都道府県から市町へ権限移譲することとされた2項目の事務について、市町を移譲対象から除くため、所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 母子保健法施行規則に基づく養育医療券の交付等に関する事務を移譲対象から除くこととします。(別表関係)
- (2) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定による風致地区内における行為の許可等の処理をするとされている市から、彦根市と東近江市を削除することとします。(別表関係)
- (3) この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 新旧対照表

旧		新	
第1条～第3条 略 別表(第2条関係)		第1条～第3条 略 別表(第2条関係)	
(1)～(65) 略		(1)～(65) 略	
(66) 母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)および母子保健法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 母子保健法施行規則第9条第2項の規定による <u>養育医療券の交付</u> イ アに掲げるもののほか、母子保健法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	市町(大津市を除く。)	(66) 削除	
(67) 略		(67) 略	
(68) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例(以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務	彦根市、長浜市、栗東市、野洲市、東近江市および米原市	(68) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例(以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務	長浜市、栗東市、野洲市および米原市
(68)～(76) 略		(68)～(76) 略	